平成２２年（フ）第２１０７８号
東京都三鷹市野崎４丁目９―11―202
破産者　山中　克宣
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０９４号
東京都府中市幸町１丁目12―18―304
破産者　木幡　美和（旧姓雛元）
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１４０号
東京都板橋区成増１丁目25―２―103
破産者　西川　　潤
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２１８号
神奈川県秦野市北矢名1227―14
破産者　中村　友子
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２１９号
東京都世田谷区船橋１丁目48―16―103
破産者　山田　賢二
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２２５号
東京都江東区亀戸６―32―１　WM亀戸Ｐ―２―2313、住民票上の住所東京都葛飾区亀有２丁目73―３―305
破産者　志村　好啓
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２４９号
東京都北区赤羽西１丁目22―11
破産者　中島　貴志
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２７３号
東京都日野市大字日野2960―101
破産者　村山　　航
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６５号
山形県酒田市こあら２丁目１番地の７
破産者　富士建木材有限会社
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第６９号
千葉県勝浦市浜勝浦69番地
破産者　久我　敏行
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第２２９９６号
アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市ワイマヌストリート1232番Ａ―２号室、日本における営業所東京都墨田区菊川２丁目６番14号　菊川伊藤ビル
破産者　ファンドシステム・インコーポレイテッド
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８１３号
東京都千代田区一番町６―２―405
破産者　鹿戸　山人
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８９１号
東京都練馬区南田中２丁目15―５―301
破産者　加藤みや子
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６１５号
東京都渋谷区東２丁目６―９―101
破産者　小宮　祐司
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９２７号
東京都千代田区岩本町２丁目10番９号　タイショービル３Ｆ
破産者　有限会社ミリオンセラーサービス
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８９６号
神奈川県横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目37―16
破産者　中川　英規
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０３８号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目23番地14
破産者　有限会社総合設計コンサルタント
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８号
長野県木曽郡王滝村3459番地１
破産者　有限会社ペンションどんぐり
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１５２号
静岡市葵区東千代田３丁目11番15号
破産者　株式会社応研
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５５号
静岡県榛原郡川根本町徳山1953番地
破産者　有限会社リタ
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３６号
大阪市港区磯路１丁目８番17号
破産者　アットライフ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６２２号
大阪市中央区平野町１丁目６番５号４Ｆ
破産者　株式会社大和百菜
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部